

資料9 課外活動補助費(助成金)内規について

学友会課外活動補助費助成金支給に関する内規

学友会公認団体責任者

新潟国際情報大学学友会公認団体への課外活動補助費を下記のとおり設け、支給する。支給日は5、7、9、12、2月とする。各団体責任者は下記該当種目の資料を揃え学友会へ提出する。

なお、学友会が主催する重要な集会(全学年委員会、リーダー研修会など)に無断で欠席した団体については、一定期間助成金を支給しないものとする。期間については、その都度学友会で協議する。

【H30年度からの変更点】

今年度より、補助員として大会参加する場合にも助成金を支給する。

補助額は一大会競技者一人あたり2,000円、上限金額は一大会につき15名、30,000円までとする。

今年度より、ボランティア活動助成金については、県外だけでなく県内自然災害被災地(それに準じるもの)も含むこととする。助成額についてはP.45、ボランティア活動助成の表を参照。

今年度より、大会参加補助の交通費について、交通手段で車(レンタカーに限定する)を使用する場合、運転免許証の写しを貼付した安全運転誓約書を必ず添付すること。

【全体に関わる注意点】

- ・平成31年度の助成金に関しては、「申請金額×0.9」とする。
- ・いずれの助成の場合でも、小数点以下は切り上げとする。
- ・申請書の提出期限は、支給する月(5、7、12、2月)の第三土曜日までとする。
- ・第三土曜日以降に提出された書類に関しては、次の支給する月にまわす。
- ・1人当たりの助成金金額上限及び人数上限はあくまで計算方法であり、補助は団体に対して行うものである。
- ・競技者として登録されている者でも、正式に部に所属し5月継続書類の名簿に名前が記載されている者でなければ補助対象としない。
- ・5月継続書類提出後に部に所属した者がいる場合は、その都度メールで学友会に学籍番号と氏名を報告し、その後から補助対象とする。

記

1、連盟等登録費補助

- 【申請方法】 連盟登録費支払領収書を貼付した公認団体連盟登録費申請書類及び学生連盟名簿と通帳を提出
- 【上限金額】 合計 200,000 円まで
- 【計算方法】 合計金額×0.9=支給額 とする。

助成区分	項目	金額/人数	備考
連盟登録費	年間上限	¥200,000	

2、日常活動の発表補助（文化部・学術部のみ）

例：大学内イベント、地域イベントでの日常活動の発表等

- 【申請方法】 事前に参加届もしくは開催（集会）届・参加者名簿を提出。事後 10 日以内に報告書とイベント助成金申請書類と通帳を提出。
- 【提出先】 助成金申請書類は、学友会室に提出
助成金申請書類以外、学務課に提出
- 【申請期間】 当年 3 月 1 日から翌年 2 月第三土曜日までの活動
※2 月第三土曜日以降に提出されたものは、次年度に支給する。
- 【補助額】 参加者一人あたり 2,000 円
- 【上限金額】 一回につき 20 名。年間で 120,000 円まで。
- 【補助対象者】 実際に発表当日活動した者。
- 【計算方法】 ①人数×2,000=A
②A×0.9=支給額

助成区分	項目	金額/人数	備考
日常活動の発表	年間上限	¥120,000	
	1人あたりの助成額	¥2,000	
	1回の申請人数上限	20人	

3、大会参加補助

- 【申請方法】 1 週間前までに参加届・大会プログラム・学連等主催者へ提出する正式な参加者名簿、大会終了 10 日後以内に、報告書・大会参加費支払証明書を貼付した大会助成金申請書と通帳を提出。
※交通手段で車（レンタカーに限る）を使用する場合は参加届に安全運転誓約書と運転免許証のコピーの貼付が必須。
- 【提出先】 助成金申請書類は、学友会室に提出
助成金申請書類以外、学務課に提出
- 【申請期間】 当年 3 月 1 日から翌年 2 月第三土曜日までの活動
※2 月第三土曜日以降に提出されたものは、次年度に支給する。

【補助対象者】 大会主催者へ提出する正式な書類に「競技者」として記載した者（マネージャーは2名まで交通費及び宿泊費のみ）

【年間上限】 600,000円まで（全国大会は除いた大会参加補助の合計）

1) 大会開催地が県外及び県内上越地区・佐渡市の場合。

【補助額】 「大会参加費」及び「交通費補助額」、並びに「宿泊費」の合算を支給する。上限に達しない限り実費を補助する。

【上限金額】 「大会参加費」及び「交通費補助額」についての補助は一大会につき競技者15名、一人あたり20,000円まで。地方大会を通過しての全国大会の場合、一人あたり30,000円まで。「宿泊費」については一泊一人あたり5,000円、3泊まで。

【計算方法】 「大会参加費」及び「交通補助額」
上限：@20,000×大会参加人数＝上限
(大会参加費＋交通費)×0.9＝支給額
※支給額が上限を超えた場合は上限×0.9＝支給額となる。

「宿泊費」
上限：@5,000×参加人数＝上限
①宿泊費合計÷人数÷実際の宿泊日数＝A
②Aが5,000以下かつ割り切れなかった場合
宿泊費合計×0.9＝支給額
③Aが5,000以下かつ割り切れた場合
A×人数×宿泊日数×0.9＝支給額
④Aが5,000を超えた場合
5,000×人数×宿泊日数×0.9＝支給額

- ※ 領収書(大会参加費、公共交通機関利用料、ETC明細、レンタカー料金領収書、ガソリン代、宿泊費等)の提出が必須。領収書のないものについての支給は行えない。
- ※ また、交通手段で車(レンタカーに限定する)を使用する場合、車一台に対して2名以上の免許証を確認でき、かつその者が安全運転誓約書に署名した場合のみ「交通費補助額」の支給を行う。運転免許証の写しを貼付した安全運転誓約書を必ず添付すること。レンタカーの使用が確認できない場合は交通費を支給できない。
- ※ 「大会参加費」及び「交通費補助額」、並びに「宿泊費」の合算が5万円以上になると想定される場合、助成金の前払いを行う場合がある。詳細は「6、助成金の前払いについて」参照。

2) 大会開催地が上記1) 以外の場合。

【補助額】 一大会競技者一人あたり2,000円

【上限金額】 一大会につき15名まで

【計算方法】 ①人数×2,000＝A
②A×0.9＝支給額

※ マネージャーは含まない。

3) 補助員として大会参加する場合

- 【補助額】 一大会競技者一人あたり 2,000 円
 【上限金額】 一大会につき 15 名、30,000 円まで

助成区分		項目	金額／人数	備考
大会参加	共通	年間上限	¥600,000	全国大会は年間上限から除外
	補助員としての参加	1人あたりの助成上限	¥2,000	
		1回の申請人数上限	15人	
		1回の上限額	¥30,000	
	県外上越・佐渡	1人あたりの助成上限	¥20,000	交通費、大会参加費
			¥30,000	地方大会を通過して全国大会に出場する場合
		1回の申請人数上限	15人	
		宿泊費(1泊)	¥5,000	3泊まで
	中越・下越	1人あたりの助成上限	¥2,000	
		1回の申請人数上限	15人	

4、学外施設利用補助

本学の施設では練習場所の確保が困難な場合、学外施設借用の一部を補助する。

- 【補助対象団体】 本学公認団体
 【申請方法】 借用後、学外施設利用補助申請書及び通帳を提出
 【提出先】 助成金申請書類は、学務課に提出
 【申請期間】 当年3月1日から翌年2月第三土曜日までの借用
 ※2月第三土曜日以降に提出されたものは、次年度に支給する。
 【年間上限】 400,000円まで
 【計算方法】 合計金額×0.9＝支給額

助成区分	項目	金額／人数	備考
学外施設使用	年間上限	¥400,000	

5、ボランティア活動助成金

- 【助成対象】 自然災害被災地（それに準じるもの）でのボランティア活動。いずれの場合も一回につき20名までとする。
- 【申請方法】 1週間前までにボランティア活動届を提出。ボランティア活動終了後、速やかにボランティア活動終了届を提出。
- 【提出先】 助成金申請書類は、学友会室に提出。
- 【補助額】 県外、県内などの一人当たりの支給額については、下記の表を参照。
- 【上限金額】 県外被災地でのボランティア活動については、公認団体は1人8,000円までとし、1回の上限が160,000円まで。同好会は1人5,000円までとし、1回の上限が100,000円まで。
 県内被災地でのボランティア活動については、県内上越、佐渡の場合、公認団体は1人5,000円までとし、1回の上限が100,000円まで。同好会は1人3,000円までとし、1回の上限が60,000円まで。
 県内中越、下越の場合、公認団体は1人3,000円までとし、1回の上限が60,000円まで。同好会は1人1,000円までとし、1回の上限が10,000円まで。
 年間で公認団体、同好会共に合計500,000円まで。
- 【補助対象者】 実際に当日活動した者（本学公認団体・同好会であればボランティアを目的として結成した団体に限らない）
- 【年間上限】 500,000円まで

助成区分	項目	金額/人数	備考	
ボ ラ ン テ ィ ア	共通	年間上限	¥500,000	
		1回の申請人数上限	20人	
	公認 団体	1人（県外）	¥8,000	
		1人（県内：上越、佐渡）	¥5,000	
		1人（県内：中越、下越）	¥3,000	
		1回の上限額（県外）	¥160,000	8,000円×20人
		1回の上限額（県内：上越、佐渡）	¥10,000	5,000円×20人
		1回の上限額（県内：中越、下越）	¥60,000	3,000円×20人
		同好 会	1人（県外）	¥5,000
	1人（県内：上越、佐渡）		¥3,000	
	1人（県内：中越、下越）		¥1,000	
	1回の上限額（県外）		¥100,000	5,000円×20人
	1回の上限額（県内：上越、佐渡）		¥60,000	2,000円×20人
	1回の上限額（県内：中越、下越）		¥10,000	1,000円×20人

6、助成金の前払いについて

【申請方法】 大会及び連盟登録期限の1ヶ月前までに助成金前払請求書を提出。

【提出先】 学友会室に提出

【申請対象】 本学公認団体

「大会参加費」及び「交通費補助額」、並びに「宿泊費」の合算もしくは連盟登録費が5万円以上になると想定される場合。

当年4月1日から翌年3月31日までの活動

【支給方法】 振込み

【返金方法】 大会及び連盟登録助成金申請書の提出時に返金

【注意】

- ・ 交付額を下回った場合は前払いした補助金の返納が必要となる。
- ・ 領収書の提出が必要なため、会計担当に領収書の保管を指示すること。
- ・ 参加届・参加者名簿・大会参加報告書・開催（集会）届は大学のホームページからダウンロードが可能。大学のトップページ→ポータルサイト→キャビネット→各種証明書・申請書
- ・ 公認団体連盟登録費書類・大会助成金申請書類・イベント助成金申請書類・学外施設利用補助申請書類は学友会のホームページからダウンロードが可能。大学のトップページ→在学生の方へ→クラブ・サークル→学友会ホームページはこちら→ダウンロード
- ・ ボランティア活動届・ボランティア活動終了届は大学のホームページからダウンロードが可能。大学のトップページ→在学生の方へ→ボランティア活動について
- ・ 1人当たりの助成金金額上限及び人数上限はあくまで計算方法であり、補助は団体に対して行うものである。
- ・ 競技者として登録されている者でも、正式に部に所属し5月継続書類の名簿に名前が記載されている者でなければ補助対象としない。
- ・ 5月継続書類提出後に部に所属した者がいる場合は、その都度メールで学友会に学籍番号と氏名を報告し、その後から補助対象とする。